

請求を忘れていた年金はありませんか？



国民年金には、老齢基礎年金のほかにも病気やけがで一定以上の障害をもったときや、妻子を残して夫が死亡したときに支給される年金など、次の種類があります。

ただし、いずれも受給する権利が発生しても、請求手続きを取らなければ受給することができません。

また、保険料の未納期間が一定期間以上あるときには、支給されないことがありますのでご注意ください。

☎ 国保年金課国民年金係 (☎内線2290)

年金の種類	内容と受給要件	受給額 (平成19年4月現在)
老齢基礎年金	納付期間と全額免除期間を合わせて25年以上あれば受給できます。20歳から40年間の納付期間で、65歳から満額の年金を受給することができます。	65歳から満額で年額79万2100円です。65歳の誕生日前に「繰り上げ請求」する場合や、保険料の未納・免除の期間がある場合は減額になります。
障害基礎年金	納付期間中、または20歳前に初診日のある傷病で、一定以上の障害が残った場合に支給されます。加入期間の3分の2以上の納付、または初診日の属する月の前々月までの1年間に未納がないことが条件です。	● 1級…年額99万100円 ● 2級…年額79万2100円 受給権者によって生計を維持されている子(18歳になる年の3月31日まで)がいるときは、さらに加算がつきます。
特別障害給付金 (平成17年4月～)	平成3年3月以前の学生(注1)、または昭和61年3月以前の厚生年金などに加入していた方の配偶者で、国民年金に加入していない期間に初診日のある傷病で、一定以上の障害が残った場合に支給されます。	● 1級…月額5万円 ● 2級…月額4万円 本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によって、支給が調整、または停止されることもあります。
遺族基礎年金	一定の納付要件を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。	●妻に支給される場合 ・子ども1人…年額102万円 ・子ども2人…年額124万7900円 ●子に支給される場合 ・子ども1人…年額79万2100円 ・子ども2人…年額102万円
寡婦年金 (国民年金独自給付)	第1号被保険者(注2)として納付と免除期間が25年以上ある夫が、何の年金も受けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から5年間支給されます。	第1号被保険者(夫の死亡日の前月まで)としての被保険者期間について、老齢基礎年金の計算方法により、計算した額の4分の3が受給額になります。
死亡一時金 (国民年金独自給付)	第1号被保険者として納付期間が3年以上ある人が、何の年金も受けずに亡くなったときに、生計を同一にしていた遺族に一時金として支給されます。	第1号被保険者として保険料を納付した期間により、12万円から最高32万円まで受給できます。

(注1)：学生の範囲…下記の①または②のうち、昼間部に在学していた学生または生徒(定時制、夜間部、通信教育を除く)。

① 大学(大学院)、短大、高等学校および高等専門学校(昭和36年4月～平成3年3月)

② ①に加え、専修学校および一部の各種学校(昭和61年4月～平成3年3月)

(注2)：第1号被保険者…自由業、自営業、農林漁業、学生、フリーター、無職で20歳以上60歳未満の方